屋外広告物継続申請手続フロー

【屋外広告物継続申請】
前回の許可内容から申請者や管理者等に変更があるか確認してください。

変更なし

変更あり

申請書の該当する欄を訂正してください。
変更届を提出（2･3号様式）してください。

提出書類を確認してください。
※詳しくは、別紙『継続申請に当たっての注意事項』を御確認ください。

（1）全ての方が提出する書類

①申請書（1号様式）

②点検報告書（4号様式の2）（屋外広告物ごとに提出してください。報告者（申請者）と点検者の記入がそれぞれ必要です。点検者については、資格証等の写しを添付してください。）

③カラー写真（屋外広告物ごとに、点検状況を撮影した写真と、点検後の写真を提出してください。）

（2）該当する方が提出する書類

④変更届（2･3号様式）
・申請者や管理者等に変更がある方

⑤特定屋外広告物安全管理者の資格証等の写し
・高さ4mを超える屋上広告物、広告塔を設置している場合

⑥除却届（4号様式）
・除却した広告物がある場合

⑦補修結果報告書（4号様式の3）
・点検時に速やかな補修を要する箇所（点検報告書の点検結果がDのとき）があった場合

⑧返信用封筒（角形2号）・郵便切手（返信に必要な金額）
・市からの許可通知書の郵送を希望する場合

⑨委任状
・申請者以外の方が申請する場合

持参する

厚木市役所　第二庁舎12階
都市計画課までお持ちください。

郵送する

〒243-8511　厚木市中町3-17-17
厚木市役所　都市計画課 へ郵送してください。

申請書類を確認し、後日、納付書を郵送します。
納付書に記載されている指定の金融機関で納付してください。

申請書類の内容を審査した後、継続許可の決定をします。

受取希望

許可が決定次第、御連絡します。
御都合の良い時に窓口まで
許可通知書を受け取りに来てください。

郵送希望

許可が決定次第、許可通知書を郵送します。
申請時に返信用封筒（角形2号）及び郵便切手を同封（持参）してください。